

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(2019年4月1日現在)

募集期間	・2019年4月1日(月)～2019年9月30日(月)												
商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> 年金受取予約専用定期貯金【ゆとり】												
ご利用いただける方	・満55歳以上63歳11か月未満で公的年金等の受取金融機関に当JAを未指定の方で、将来当JAを受取金融機関にご指定いただける方。 (すでに年金を受け取られている方、年金受取開始日までが13か月以内の方を除きます。)												
期 間	・年金受給開始日(誕生日)の1年前を満期日とする(満期日指定方式) ・1か月超9年未満												
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1契約10万円以上 ・10,000円単位 ・お一人様200万円まで (平成26年9月以前募集の【ゆとり】【ゆとりPlus】は通算しません。) ご契約店舗はお一人様一店舗に限らせていただきます。												
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の利率を満期日まで適用します。 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">預入期間</th> <th style="text-align: center;">適用金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年金受給開始日(誕生日) の1年前までの期間</td> <td style="text-align: center;">年0.20% (税引後年0.159%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>税引後利率は下4桁以降を切り捨てて表示しています。実際に受取られる金額とは異なる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 	預入期間	適用金利	年金受給開始日(誕生日) の1年前までの期間	年0.20% (税引後年0.159%)								
預入期間	適用金利												
年金受給開始日(誕生日) の1年前までの期間	年0.20% (税引後年0.159%)												
手数料	—												
満期時の取扱い方法	・非自動継続												
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。												
ご契約記念品	・無し												
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <table style="margin-left: 20px; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">① 6か月未満</td> <td style="padding-left: 20px;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">② 6か月以上1年未満</td> <td style="padding-left: 20px;">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">③ 1年以上3年未満</td> <td style="padding-left: 20px;">約定利率×70%</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> (2) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合 <table style="margin-left: 20px; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">① 6か月未満</td> <td style="padding-left: 20px;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">② 6か月以上1年未満</td> <td style="padding-left: 20px;">約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">③ 1年以上1年6か月未満</td> <td style="padding-left: 20px;">約定利率×30%</td> </tr> </table> 	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×50%	③ 1年以上3年未満	約定利率×70%	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×20%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6か月以上1年未満	約定利率×50%												
③ 1年以上3年未満	約定利率×70%												
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6か月以上1年未満	約定利率×20%												
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%												

- | | |
|---------------|----------|
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×40% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ⑥ 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×70% |

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(3) 約定した預入期間が4年の場合

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| ⑤ 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| ⑥ 3年以上4年未満 | 約定利率×70% |

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ③ 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| ④ 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| ⑥ 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(5) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ③ 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| ④ 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| ⑥ 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |
| ⑦ 5年以上6年未満 | 約定利率×80% |
| ⑧ 6年以上7年未満 | 約定利率×90% |

ただし、②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(6) 約定した預入期間が7年超9年以下の場合

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| ② 6か月以上2年6か月未満 | 約定利率×10% |
| ③ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×20% |
| ④ 3年以上4年未満 | 約定利率×30% |
| ⑤ 4年以上5年未満 | 約定利率×40% |
| ⑥ 5年以上6年未満 | 約定利率×50% |
| ⑦ 6年以上7年未満 | 約定利率×60% |
| ⑧ 7年以上8年未満 | 約定利率×70% |
| ⑨ 8年以上9年未満 | 約定利率×80% |
| ⑩ 9年以上10年未満 | 約定利率×90% |

ただし、②から⑩までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAリスク統括本部(電話：078-981-8769)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は普通貯金利率により計算します。 ・ 募集期間の途中であっても経済情勢の変動により取扱内容を変更または終了する場合があります。

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

JA 兵庫六甲

商品概要説明書
スーパー定期貯金<複利型>

(2019年4月1日現在)

募集期間	・2019年4月1日(月)～2019年9月30日(月)												
商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<複利型> 年金受取予約専用定期貯金【ゆとり】												
ご利用いただける方	・満55歳以上61歳未満で公的年金等の受取金融機関に当JAを未指定の方で、将来当JAを受取金融機関にご指定いただける方。 (すでに年金を受け取られている方、年金受取開始日までが3年以内の方を除きます。)												
期 間	・年金受給開始日(誕生日)の1年前を満期日とする(満期日指定方式) ・3年以上9年未満												
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度額	・一括預入 ・1契約10万円以上 ・10,000円単位 ・お一人様200万円まで (平成26年9月以前募集の【ゆとり】【ゆとりPlus】は通算しません。) ご契約店舗はお一人様一店舗に限らせていただきます。												
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。												
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	<p>・下記の利率を満期日まで適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">預入期間</th> <th style="text-align: center;">適用金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年金受給開始日(誕生日) の1年前までの期間</td> <td style="text-align: center;">年0.20% (税引後年0.159%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>税引後利率は下4桁以降を切り捨てて表示しています。実際に受取られる金額とは異なる場合があります。</p> <p>・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利計算をします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。</p>	預入期間	適用金利	年金受給開始日(誕生日) の1年前までの期間	年0.20% (税引後年0.159%)								
預入期間	適用金利												
年金受給開始日(誕生日) の1年前までの期間	年0.20% (税引後年0.159%)												
手数料	—												
満期時の取扱い方法	・非自動継続												
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。												
ご契約記念品	・無し												
中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上4年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×20%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×40%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×50%	⑥ 2年6か月以上4年未満	約定利率×70%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6か月以上1年未満	約定利率×20%												
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%												
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×40%												
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×50%												
⑥ 2年6か月以上4年未満	約定利率×70%												

	<p>(2) 約定した預入期間が4年の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30% ⑤ 2年以上3年未満 約定利率×40% ⑥ 3年以上4年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(3) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上2年未満 約定利率×20% ④ 2年以上3年未満 約定利率×30% ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50% ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上2年未満 約定利率×20% ④ 2年以上3年未満 約定利率×30% ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50% ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70% ⑦ 5年以上6年未満 約定利率×80% ⑧ 6年以上7年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(5) 約定した預入期間が7年超9年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上2年6か月未満 約定利率×10% ③ 2年6か月以上3年未満 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 約定利率×30% ⑤ 4年以上5年未満 約定利率×40% ⑥ 5年以上6年未満 約定利率×50% ⑦ 6年以上7年未満 約定利率×60% ⑧ 7年以上8年未満 約定利率×70% ⑨ 8年以上9年未満 約定利率×80% ⑩ 9年以上10年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、②から⑩までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>
<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAリスク統括本部（電話：078-981-8769）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は普通貯金利率により計算します。 ・ 募集期間の途中であっても経済情勢の変動により取扱内容を変更または終了する場合があります。

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

JA兵庫六甲

商品概要説明書

定期積金＜定額式＞

(2019年4月1日現在)

募集期間	・2019年4月1日(月)～2019年9月30日(月)
商品名 (愛称)	・定期積金＜定額式＞ 年金受取予約専用定期積金【ゆとり】
ご利用いただける方	・満55歳以上63歳11か月未満で公的年金等の受取金融機関に当JAを未指定の方で、将来当JAを受取金融機関にご指定いただける方。 (すでに年金を受け取られている方、年金受取開始日までが13か月以内の方を除きます。)
期 間	・1年超～年金受給開始の前月まで(ただし最長7年)
払 込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 (4) 契約限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・払込周期は1か月 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 ・1,000円 ・お一人様120万円まで (平成26年9月以前募集の【ゆとり】は通算しません。) ・ご契約店舗はお一人様一店舗に限らせていただきます。
支払方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・年0.15%(税引後 年0.119%)の利回りを満期日まで適用します。 税引後利回りは下4桁以降を切り捨てて表示しています。実際に受取られる金額とは異なる場合があります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)の※分離課税となります。 ※2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
ご契約記念品	・無し
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JAリスク統括本部(電話:078-981-8769)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決

	<p>を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・通帳式の場合自動化機器による掛金の払込ができます。 ・募集期間の途中であっても経済情勢の変動により取扱内容を変更または終了する場合があります。 ・前納積立のお取り扱いはいたしかねます。

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

JA 兵庫六甲